2 日獣発第 49 号
令和 2 年 6 月 5 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

このことについて、令和 2 年 3 月 31 日付け元消安第 6059 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和 2 年度から、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号消費・安全局長通知）が別紙新旧対照表のとおり一部改正された旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先
公益社団法人　日本獣医師会
事業担当：堂領
TEL　03-3475-1601

元消安第６０５９号
令和２年３月３１日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので御了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
2.5.26
第 51 号

写

元消安第６０５９号
令和２年３月３１日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について

これまで、獣医療提供体制整備推進総合対策事業における獣医師養成確保修学資金貸与事業に係る事務については、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」（平成23年４月１日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）により運営していたところです。

令和２年度から、別紙新旧対照表のとおり実施規程の一部を改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管下の関係者に周知方お願いします。

（別紙）

「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の制定について」（平成２３年４月１日付け２２消安第１０２４４号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　行
別紙 獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程 第１　（略） 第２　事業実施主体 獣医師養成確保修学資金貸与事業の事業実施主体は、都道府県計画（獣医療法（平成４年法律第４６号。以下「法」という。）第１１条第１項の規定により定められた都道府県計画をいう。以下同じ。）を定めた都道府県が当該計画を達成するために適当と認める団体であって、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、応募した者の中から選定された団体とする。 第３　事業の内容 １　修学資金の貸与 事業実施主体は、基本方針（法第１０条第１項の規定により定められた基本方針をいう。以下同じ。）及び都道府県計画に基づき、産業動物獣医師及び家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を図るため、修学資金の貸与に関する契約（以下「貸与契約」という。）を締結した者（以下「獣医修学生」という。）に対し、修学資金を貸与するものとする。 ２　（略） 第４　事業の実施方法	別紙 獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程 第１　（略） 第２　事業実施主体 獣医師養成確保修学資金貸与事業の事業実施主体は、都道府県計画（獣医療法（平成４年法律第４６号。以下「法」という。）第１１条第１項の規定により定められた平成３２年度を目標年度とする都道府県計画をいう。以下同じ。）を定めた都道府県が当該計画を達成するために適当と認める団体であって、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、応募した者の中から選定された団体とする。 第３　事業の内容 １　修学資金の貸与 事業実施主体は、基本方針（法第１０条第１項の規定により定められた平成３２年度を目標年度とする基本方針をいう。以下同じ。）及び都道府県計画に基づき、産業動物獣医師及び家畜防疫員（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を図るため、修学資金の貸与に関する契約（以下「貸与契約」という。）を締結した者（以下「獣医修学生」という。）に対し、修学資金を貸与するものとする。 ２　（略） 第４　事業の実施方法

1　獣医修学生の対象者及び対象除外者 （1）獣医修学生の対象者 獣医修学生の対象となることのできる者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学が設定する地域枠等の特別選抜枠のうち、共同負担者の推薦を受けた者のみを対象とした入学試験枠の試験に合格し、獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）又は獣医学を専攻する学生（高校生等が獣医学を専攻する学生になった場合を含む。以下「獣医学生」という。）のいずれかであって、都道府県計画において獣医師を確保する必要がある地域又は分野において、将来、産業動物獣医師等として次に掲げる団体等に従事しようとする者とする。 ア～オ　（略） （2）　（略） 2～9　（略） 第５～第８　（略） 附　則 1　（略） 2　この規程の都道府県計画の策定の事項については、令和３年３月３１日までに都道府県計画を策定することをもって、当該要件を満たすことができるものとする。ただし、平成２２年８月以降に都道府県計画を策定している場合は、令和５年３月３１日までの間、当該要件を満たしているものとする。 別添　（略）	1　獣医修学生の対象者及び対象除外者 （1）獣医修学生の対象者 獣医修学生の対象となることのできる者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学において獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）又は獣医学を専攻する学生（高校生等が獣医学を専攻する学生になった場合を含む。以下「獣医学生」という。）のいずれかであって、都道府県計画において獣医師を確保する必要がある地域又は分野において、将来、産業動物獣医師等として次に掲げる団体等に従事しようとする者とする。 ア～オ　（略） （2）　（略） 2～9　（略） 第５～第８　（略） 附　則 1　（略） 2　この規程の都道府県計画の策定の事項については、平成３２年３月３１日までに都道府県計画を策定することをもって、当該要件を満たすことができるものとする。 別添　（略）